

公 示 公 告

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名
液晶テレビの購入
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：液晶テレビの購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年12月28日に公示公告した「液晶テレビ（以下「物品」という。）の購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

液晶テレビの購入

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和3年2月1日（月）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定める物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。
- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
令和3年1月18日（月）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、令和3年1月25日（月）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：平山）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
令和3年1月27日（水）午後5時

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式（供給物審査願）

令和 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供 給 物 審 査 願

下記件名の入札に参加したいので、別添資料により供給物品等の審査をお願いします。

記

1 件 名

液晶テレビの購入

2 提出資料（別添のとおり）

（機種名： ）

※供給する物品のメーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ（又は詳細図面）。

※仕様書（規格等）の要求要件の順に沿って対応がわかるように一覧表の形で記載し、要求要件を満たすことを示してください。また、カタログ等の製品名や機能にはラインマーカを付してください。

3 提出内容の問い合わせ先

連絡担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

1 件名

液晶テレビの購入

2 品目、規格及び数量等

別紙のとおり

3 引渡場所

最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）

4 引渡期限

令和3年3月26日（金）

5 引渡しに関する注意事項

- (1) 受注者は、組み立て作業が必要なものは、物品を梱包材から取り出した上で組み立てを行い、最高裁判所の係官が指定する場所に設置（配置）し、アンテナ（テレビ端子）ケーブルと接続して、視聴可能な状態とすること。また、梱包材等の撤去及び引き取りを行うこと（引渡場所での組み立て作業可）。

なお、設置に際して、指定された場所を資材置き場として使用することができる。ただし、資材等を置く際は、ビニールシート等で養生を施し、建物等の設備に損傷することのないように十分注意すること。

- (2) 受注者は、引渡し及び設置（組み立て等を含む）に際して、引渡物品並びに周辺設備の損傷することのないように十分注意すること（必要に応じて養生等の措置を講ずること）。

- (3) 作業時間は、原則として、裁判所の開庁日の午前9時から午後5時までとする。

なお、作業時間が午後5時以降に及ぶ場合は、事前に発注者と協議の上、作業を行うこと。

- (4) 受注者は、引渡し及び設置（組み立て等を含む）後、当該物品について、不良箇所等がないかなど、確認（調整）を行うこと。

- (5) 既存テレビ15台（詳細は別表のとおり）を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づいて引き取り、処理証明書（書式任意）を最高裁判所に提出すること。

6 その他

- (1) 入札金額は、引渡、設置等までに要する一切の費用とする。
- (2) 引渡日時及び設置場所については、引渡期限内で双方協議の上、決定する。
- (3) 引渡した物品の瑕疵を原因とする破損等については、発注者がその事実を知った日から最低1年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (4) その他詳細については、発注者の指示に従うか、若しくは打合せを行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、発注者及び受注者

が協議して定めるものとする。

(別紙)

品目、規格、数量等

品目	規格	数量	単位	引渡場所
液晶テレビ	画面サイズ：①55V型 ②43V型 寸 法：①W1230×D207×H750mm程度（卓上スタンド含む） ② W959×D168×H597mm程度（卓上スタンド含む） チューナー：新4K衛星放送，地上デジタル，BS・110度CSデジタル 接 続 端 子：HDMI入力端子，HDMI4K入力対応，ビデオ入力端子， 光デジタル音声出力端子，LAN端子，USB端子，ヘッドホン端子 付 属 品：スタンド，リモコン，変換ケーブル，電源コード，転倒防止部品 そ の 他：グリーン購入法基準適合商品であること。 【参考規格】東芝REGZA ①55M540X・②43M540X	①1 ②14	台	最高 裁判所

(別表)

既存テレビ一覧

No.	品目	規格	型番
1	テレビ	液晶	シャープ LC-37AD5
2	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
3	テレビ	液晶	シャープ LC-26D50
4	テレビ	液晶	シャープ LC-26D50
5	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
6	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
7	テレビ	液晶	パナソニック VIERA TH-26LX560
8	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
9	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
10	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
11	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
12	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
13	テレビ	液晶	シャープ LC-32GH1
14	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5
15	テレビ	液晶	シャープ LC-26AD5